

平成21年11月2日

役員給与の減額改定事由

拝啓 社長殿 第35号

税理士 朝倉 令子

昨年12月17日、国税庁より「業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い」が、Q & Aで公表されました。

役員に支給する毎月の給与は、「定期同額」でなくては、損金に算入されません。職務執行期間の途中で支給額を変更すると、原則として変更前と変更後との差額が損金不算入となります。ただし、例外として、役員の職制上の地位の変更等やむを得ない事情がある場合、もしくは経営状況が著しく悪化したこと等の理由がある場合に限り、減額改定しても全額が損金に算入されます。

今回公表されたQ & Aで、減額改定事由のうちの業績悪化事由の具体例が明らかになりました。

1. 業績悪化事由に該当するケース

経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由には、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれます。具体的には、次の4つがあげられます。

株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合

取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合

業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の減額が盛り込まれた場合

上記 ~ 以外の場合であっても、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情がある場合

つまり、

経営状況が著しく悪化した場合

経営状況の著しい悪化その他これに類する理由が生じた場合

の改定が業績悪化改定事由に該当します。

2. 経営状況が著しく悪化した場合及びこれに類する理由が生じた場合の具体例

売上の目標値の未達成や前年割れ、一時的な資金繰りの悪化だけでは、経営状況の著しい悪化には該当しませんが、従業員の給与・賞与のカット、雇用調整などを行わざるを得ないような状況は、経営状況の著しい悪化に該当するのではないのでしょうか。

また、銀行との借入金返済条件の変更協議において、銀行より役員給与の減額要請があった場合や、仕入先などに支払条件の変更等を申し入れるにあたり、経営改善計画を策定し、その一環として役員給与を減額する場合は、経営状況の著しい悪化に類する場合に該当するのではないのでしょうか。